

資料

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章（一）

加藤 哲 夫

一、はしがき

二、連邦破産法改正草案第七章の骨子と起草の理由

1、改正草案第七章の骨子

2、改正草案第七章起草の基本的理由

三、連邦破産法改正草案第七章の規定

1、第七章 更生

第一編 事件の運用（以上本号）

第二編 債務者財産に関する規定

第三編 更生計画に関する規定

2、その他の関連規定

四、あとがき

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章（一）

一 はしがき

一九七〇年に設置されたアメリカ合衆国破産法委員会（the Commission on the Bankruptcy Laws of the U.S.A.）は、⁽¹⁾一九七三年七月三〇日に、連邦破産法改正草案および同理由書を發表した。その内容とするところは、現行連邦破産法が規定する倒産処理手続の再編成を伴う、これまでにない程の大幅な改正を示唆するものである。⁽²⁾

ところで、この連邦破産法改正草案の概要とその改正動向については、すでに霜島甲一教授が、詳細に紹介および検討されている。⁽⁴⁾そこで、本資料は、改正草案の中でも、債務者救済手

統として、更生の章 (Reorganization) とされる連邦破産法改正草案第七章にスポットをあて、その条文を仮訳し、今後の研究の基礎にしようとするものである。なお、連邦破産法改正草案第七章は、現行連邦破産法第一〇章である会社更生と同第一一章の債務整理手続 (および同第二二章不動産和議手続) を統合した手続である。したがってこの第七章の規定は、昭和二十七年に連邦破産法第一〇章手続を移入し立法された現行会社更生法をはじめとするわが国の倒産処理法制の今後における動向を展望する上で、すくなくから影響を及ぼすものといえよう。

(1) この委員会は九人で構成されており、学識経験者三名、連邦議会上院議員および下院議員四名、連邦地方裁判所判事二名からなる。なお、この他に、法律学者、経済学者、社会学者、実務家として弁護士、破産審理人、政府機関代表者、およびその他関係機関の代表者から、その意見を聴取している。なお、委員会の活動の詳細については、Report of the Commission on the Bankruptcy Laws of the United States, 29 Bus. Law. 75 (1973).

(2) その正式名称は、次のとおりである。Communication from the Executive Director, Commission on the Bankruptcy Laws of the United States transmitting a Report of the Commission on the United States, July 1973, Part

I & II, House Document No 93-137, Published by U. S. Government Printing Office. 本草案は、Part I である Part II の二部にわかれており、前者は、連邦破産法改正に関する理由書であり、後者は、改正草案および各条文の説明ならびに内国歳入法および裁判所法の破産法関連条文の改正草案を含むものである。

(3) 現行法では、第一章から第七章までが通常の破産手続 (Straight Bankruptcy)、第七七条は鉄道の更生 (Railroad Reorganization)、第一〇章は会社更生手続 (Corporate Reorganizations)、第一一章は債務整理手続 (Arrangements)、第一二章は不動産和議 (Real Property Arrangements by Persons other than Corporations)、第一三章は賃金生活者計画 (Wage Earners' Plan) と適用対象のそれぞれに異なる倒産処理手続を規定する。ところで、今次の連邦破産法改正草案においては、現行連邦破産法の手続を大幅に編成し直している。その概要を示すならば、次のようになる。

- 第一章 一般規定 (General Provisions)
- 第二章 破産裁判所 (The Bankruptcy Court)
- 第三章 アメリカ合衆国破産審査庁 (The United States Bankruptcy Administration)

第四章 複数の章にまたがる事件に適用ある規定 (Provisions Applicable to Cases under more than One Chapter)

第五章 清算・自己破産および強制破産 (Liquidations: Voluntary and Involuntary Bankruptcies)

第六章 定期収入を有する債務者のための計画 (Plans for Debtors with Regular Income)

第七章 更生 (Reorganizations)

第八章 公機関および政府機関の債務の調整 (Adjustment of Debts of Public Agencies and Instrumentalities and Political Subdivisions)

第九章 鉄道更生 (Railroad Reorganizations)

第十章 経過規定 (Transitional Provisions)

このように、第一章では改正草案中の用語の定義など、第二章および第三章では破産裁判所の組織および構成、権限、義務、新たに新設されるべき破産審査庁の組織構成、権限および義務を定めている。そして、第四章および第五章では個人たる債務者および会社たる債務者の破産手続を、第六章以下では適用対象をそれぞれ異にする債務者救済手続を規定する。なお、第七章以外の手続の概要については、注(4)に掲げる文献参照。

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (一)

(4) 霜島甲一「アメリカ合衆国連邦破産法改正の背景と草案について」判例タイムズ三〇六号四三頁以下。

(5) このような第一〇章手続と第一章手続を統合する案は、古くから主張されてきたものではない。後述するように、本改正草案第七章がそもそも提案されに至ったのは第一〇章手続、第一章手続の間の機能分担理論をめぐる問題がその契機となったということができる。すなわち、大衆に広く証券を発行している大規模な一般事業会社が、簡易、迅速かつ廉価な第一章手続(わが国の和議法上の和議および強制和議にあたる)に殺到したことから、それらの債務者たる会社を、厳格な手続構造をもつ第一〇章手続へふりわけ、基準をめぐる論争を出発点としている。そして、ここ四〇年にわたっておこなわれてきたかかる論争の一つの帰結ともいえるのが、この第二〇章と第一章の統合である。これらの第一〇章と第一章との間の機能分担法理の詳細については、拙稿「アメリカにおける会社更生手続と債務整理手続の機能分担―その序説として」早稲田法学会誌二五巻一頁以下、および同「アメリカにおける会社更生手続と債務整理手続の機能分担(統)―ニーズ・テストを中心として」早稲田法学会誌二六巻三一五頁以下参照。なお本稿は、すでに発表した前述二つの論文およびそれらの続稿として発表する予定

の「アメリカにおける会社更生手続と債務整理手続の機能分担(統)——立法論にみるその動向」の三論文を補強するものである。

(6) わが国では、これまで大規模な改正といえ、昭和四二年の会社更生法の改正をあげることができるにすぎないが、その間、倒産処理手続相互の關係の整備を提言するものは、根強く存在する。たとえば、三ヶ月章「会社更生法の司法政策的意義——理念と現実の開きの直視と対策の提案」会社更生法研究二九三頁以下、および最近のものとしては、座談会「裁判所からみた最近の企業倒産の諸相と傾向」ジュリスト五八三号七二頁以下での霜島発言などがある。

二 連邦破産法改正草案第七章の

骨子と起草の理由

1. 改正草案第七章の骨子

すでに述べたように、今次の連邦破産法改正草案には、第七章の「更生」の章の他に、現行法におけると同様、いくつかの倒産処理手続を併存しているが、ここでは、まず本稿のテーマである改正草案第七章の骨子を述べてみよう。

(1) この第七章の特色は、現行連邦破産法第一〇章の会社更生手続、同第一章債務整理手続、同第一二章不動産和議手続

を統合した手続であることである。したがって、改正草案第七章手続は、保険会社、銀行、建築金融社団、地方公共団体、および鉄道会社を除く、すべての法人ならびにすべての自然人およびパートナーシップに適用がある。

(2) 破産審査官制度の導入も、その特長といえる。従来、連邦破産法が規定する手続は、実際には破産審理人(レフリー)といわれる裁判所の職員(オフィサー)が手続を付託されて、その運用をするのが常である。ところが、裁判官または破産審理人が管財人の選任をおこなう結果、往々にして、事業の経営および事件の運用にかかわる問題について、その管財人と裁判官、あるいは破産審理人とのかかる關係が、そのような問題の解決にあたつて、争訟当事者の不信や疑惑を惹起せしめることが生じた。そこで、本改正草案の骨子ともいえる手続上生ずる争訟事項と非争訟事項の分離を基礎として破産審査官制度を導入し、第七章においても、それら非争訟的事項については、行政機關たる破産審査官にその判断を委ねることとし、債務者の事業についてより充分にかつ広い視野から監督をおこなえるべく配慮している。なお、この破産審査官は、第七章手続では、管財人の任命をおこなうほか、(1)事業の経営のための借入金の許可、(2)債権者の代理および株主の代理についての監督、(3)代表委員会の選任、(4)未履行の契約拒絶の許可、(5)財産の賃貸ま

たは売却の許可をおこなう。なお、従来証券取引委員会が現行第一〇章手続において果している役割―更生計画案についての勧告および報告は、改正草案第七章では、この破産審査官に委譲される。

(3) 管財人の選任に関連して変更がみられる。現行第一〇章では、負債額が二五〇、〇〇〇ドルを超えるときは、裁判官は管財人を任命しなければならず、二五〇、〇〇〇ドルを超えないときは、裁量により債務者に財産の占有を継続させることができる(連邦破産法第一五六条および同第一五九条)。しかし、改正草案第七章では、管財人の任命は原則として任意であり、ただ、負債額が一、〇〇〇、〇〇〇ドルを超え、かつ、三〇〇人以上の証券保有者が存在する場合にのみ、管財人が必要とされている⁽¹²⁾。

(4) つぎに、更生計画の確認要件である「公正衡平」の要件について、重要な変更がみられる。

連邦破産法第二二一条(2)は、更生計画について裁判所の認可をうけるための要件として、計画が公正・衡平であることを要求している。この「公正・衡平」の定義については、永年の判例⁽¹³⁾により確立されているが、それら判例によれば、会社財産のゴーイング・コンサンヴァリュ⁽¹⁴⁾は、その権利者の厳格な優先順位に従って配分されなければならない、上位の権利者がその

有する請求権額に見合うゴーイング・コンサン・ヴァリュ⁽¹⁵⁾の配分に与り得ない限りは、それよりも後順位の権利者は何ら配当に与り得ないというものであり、これがいわゆる絶対優先説と称される考え方である⁽¹⁶⁾。

ところで、このような絶対優先理論については、かねてから批判があった。一つには、アメリカ合衆国では、株式、無担保社債による資本調達が盛んであるところから、この絶対優先説が大衆証券保有者たる株主および無担保社債権者の保護という面からは、妥当性に欠けるきらいがあるというものである。後順位権利者たる無担保社債権者および株主については、担保権付社債権者が存在すれば、当然に更生計画上何ら権利を配当されないことになるからである。二つには、絶対優先説を適用する前提として、当然にゴーイング・コンサン・ヴァリュ⁽¹⁷⁾を算定するために事業財産の評価が不可欠となるが、このゴーイング・コンサン・ヴァリュ⁽¹⁸⁾の算定が、一つの予測にもづくものであることから、かかる不確かな財産評価により、更生計画で配当に与れる者とそうでない者とが生じてくるといふことである。三つには、絶対優先説が、理論的に適正かつ好ましいにしても、實際上、その運用の現状において妥当ではないとするものである。すなわち、絶対優先説は、更生計画における配当の可否について、その優先順位にしたがい機械的にゴー

イング・コンサーン・ヴァリューを旧権利者に配分してゆくにすぎないから、利害関係人間の交渉の余地を必要なきものとするため、経営者株主がそのエクイティをひきつづいて留保し会社の再建に寄与しようとしても、そのような経営者株主の留保を認めないこととなる。そこで、とりわけ、従来の経営者株主の影響力の強固な中小規模の債務者たる会社にとっては、この絶対優先説が第一〇章手続を利用する上で、大きなネックとなつているとともに、かかる経営者株主の更生計画における処遇をめぐる争いが生じ、このため手続が長期化していることも指摘されている。

そこで、連邦破産法委員会は、この「公正・衡平」の定義の緩和を提唱する。すなわち、債務者たる会社にとって重要な出資をなすことができる裁判所によって認定された株主に対しては、それが出資しうべき価値に見合った権利を更生計画上与えてもよいこととされている(第七—三〇三条(4)参照)。先に述べた絶対優先説の適用に対する批判をふまえ、また、実際上もほとんどの更生計画において旧株主のエクイティが零にされている現状を考慮したものといえよう。

(5) 以上、改正草案第七章の主要な骨子について述べてきたが、その他の骨子については、次のようにまとめることができる。

① 破産審査官が大口債権者および大株主の中から、公式の債権者委員会および株主委員会の構成員を選任し、それら構成員が債権者および株主の利益を適正に保護するべく、彼らを代理する(改正草案第七—一〇一条)。

② 計画案を裁判所が承認する以前における更生計画案の受諾の懇請は禁止されているが(現行連邦破産法第一七六条参照)、その受諾懇請を規制する規則の制定権および代理権の付与を規制しかつ非公式の委員会による代理の内容を規制するための規則の制定権を、破産審査官に対し付与する(同第七—一一一条(b)項(1))。

③ 管財人は、申立前に債務者に第三者が貸した財産、および、リーンの付された債務者財産を、債務者の事業を営為する目的で使用することができる。ただし、裁判所は、そのような財産の利用について、財産の貸與人または、担保権者を適正に保護する条件を付するものとする(同第七—一二〇三条)。

④ 第三者に対して債務者が有する請求権について、それが、第三者にとって相殺しうべきものであっても、債務者の事業を営為する目的でその請求権の実現が必要なきときは、管財人または債務者に対して第三者が弁済すべきことを裁判所は命ずることができる。ただし、裁判所は、相殺権を有するその第三者を適正に保護しなければならないものとする(同第七—一二〇

四条)。

⑤ 公益事業会社は、債務者に手続開始前における料金の支払がないことを理由として、手続開始後の供給を拒絶してはならないものとする(同第七—一〇五条)。

⑥ 貸借契約または通常の変務契約における第七章手続の申立を条件とする解約条項または解除条項は、先履行義務者における不履行が治癒されかつ当該契約を管財人または財産の占有を継続する債務者がそれを承継するにあつて将来における履行の適正な保証がある場合に限り、第七章手続との関係において効力をもたないものとする(同第四—一六〇二条(a)項の第七章への準用)。

⑦ 請求権および株式の証拠の届出手続は実質的に廃止し、原則として権利者の存否および額の確定は、管財人または財産の占有を継続する債務者が提出する債権者表および株主名簿に依拠することとする(同第七—一三〇一条)。

以上、改正草案第七章の主要な骨子をみてきたが、それからわかるように改正草案第七章は、迅速な手続処理を目ざすとともに、現行法にはみられない実体規定を整備し、債務者の完壁な再建という方向を指向していることが理解されよう。

かくして、一九三八年に連邦破産法が完成されて以来、未だみたことのない大幅な改正が、否、連邦破産法の規定する倒産

処理法制の再編成が提唱されたわけであるが、改正草案第七章の提案に至らしめた理由については、次章で検討することにしよう。

(7) 改正草案は、債務者救済手続として第七章の他に、第六章に定期収入を有する債務者のための計画を規定する。この手続は、主たる定期収入が、俸給、報酬、退職年金、福祉年金、または、第六章の計画にしたがつて一定の額を定期的に弁済できるようなその他同種の収入を有する自然人に適用がある。そこで、第七章と適用対象が重複するわけであるが、改正草案第七—一二条(a)は、債務者が同意する場合に限り第六章手続への移行を許容している。なお、第六章手続から第七章手続への移行を許容する規定は存在せず、第五章の清算手続へ移行されうにすぎない。

(8) この破産審理人の制度の詳細については、入江菊之助「アメリカ合衆国連邦裁判所における裁判官の補助機構としての破産審理官制度」最高裁判所在外研究報告第一六号一頁以下参照。

(9) The Report of the Commission on the Bankruptcy Laws of the United States, Part I, 248 (1973).

(10) この破産審査官制度の詳細については、霜島・前掲論文・判例タイムズ三〇六号五四頁以下および後掲注(35)参照。

(11) 現行法の管財人必置の要件である負債限度額を「○○〇、○○〇ドルにひきあげることによって、従来の債務者が手続開始後においてもひきつづき財産の占有を継続できる余地を拡大している。また、債務者が会社であり多数の証券保有者が存在する場合には、公益的な見地から中立な第三者としての管財人の手続介入を規定している。」

(12) Northern Pacific Ry. v. Boyd, 228 U. S. 482 (1913); Case v. Los Angeles Lumber Products Co. 308 U. S. 106(1939), 446 Consolidated Products Co. v. Dubois, 312 U. S. 510 (1941).

(13) 絶対優先説の詳細については、田村諱之輔「会社更生計画における『公正・衡平と遂行可能』についての一考察」菊井献呈論集・裁判と法(7)七五〇頁以下および青山善充「会社更生の性格と構造」法学協会雑誌八六巻四号五頁以下参照。

(14) The Report of the Commission on the Bankruptcy Law, *supra* note 9, at 256.

(15) 6A Collier on Bankruptcy 600 (14th ed. 1975).

(16) このコーピング・コンサーン・ヴァリヤーは「会社更生手続が単なる財産の清算手続ではないところから、企業財産の将来における収益価値を意味する。その算定には、収益還元法 (the capitalized earnings method) が用いられている。」

すなわち、将来における相当にみこまれる収益を確定した上で、かかる収益をあげるのに伴う企業危険要因を考慮し、かつこれを適正に反映した予想収益を資本として還元する割合——資本化率あるいは資本還元率を定める。そして、予想収益をそのような資本還元率で除した数値が、コーピング・コンサーン・ヴァリヤーである。これについて、Gardner, The SEC and Valuation under Chapter X, 91 U. Pa. L. Rev. 440, 443-444 (1943).

ところが、かかる収益力および資本還元率の算定は、企業内要因および企業外要因など多くの要素を勘案しておこなうのであるが、それを算定するための確定的な原則は存在しない。そこで、とりわけ資本還元率の算定が恣意的になりやすく、そのような不確定的な数値によって、更生計画上権利を与えられる者と与えられない者とが生ずることとなる。かくして、絶対優先説を批判する上で、かかる財産評価における不確定性がしばしば指摘されてきている。会社更生における財産評価の不確定性について詳細に論ずるものとして、Gerdes, General Principles of Plans of Corporate Reorganization, 89 U. Pa. L. Rev. 39, 53-56 (1940); 6A Collier on Bankruptcy, *supra* note 15, at 588-606.

(17) 古くからのような指摘をするものとして、Guthman,

Absolute Priority Rule in Reorganization: Some Defects in a Supreme Court Doctrine, 45 Colum. L. Rev. 739, 741-744 (1945).

(81) The Report of the Commission on the Bankruptcy Laws, *supra* note 9, at 256.

2. 連邦破産法改正草案第七章起草の基本的理由

わが国の会社更生法が、債務の単なる支払猶予および債務免除のみならず資本構成の変更をおこなうための種々なる手段を駆使することによって、債務者たる会社の再建を貫徹することをその本来的な目的としていることは、規定の仕方からみて一目瞭然といえよう。そして、かかる手続の構造からみて、あるいは会社更生の理念からみて、会社更生手続がいわゆる大規模な株式会社⁽¹⁹⁾の再建にとりわけ適した債務者救済手続であるとの推論を多くの論者が首肯するのをもたけだし当然のことといえる。

ところで、アメリカ合衆国にあつても、連邦破産法に会社更生手続が第一〇章として組み込まれた一九三八年以来、会社更生手続(以下第一〇章手続という)がどのような規模の会社のための再建手続なのかという問題について、しばしば議論されてきている。具体的には、連邦破産法が会社のための再建手続として、第一〇章手続と日本法における和議手続に準じる第

一章債務整理手続(以下第一章手続という)とを併置している関係上、債務者たる会社をいずれの手続で再建させるべきかという問題として立ち現われ、また、それは、債務者たる会社の効率のよい再建かあるいは利害関係人の権利保護の貫徹かという二つの局面からの考察の対象となっている⁽²⁰⁾。

このような問題として論じられるのは、まずもって手続理念と手続運用の実状とのギャップに根ざしていることにつきる。

第一〇章手続は一九三〇年代における一連の証券に関する立法(一九三三年証券法、一九三四年証券取引所法)におけると同様大衆投資家保護を重視する構造がとられている。すなわち、証券取引委員会が勧告機関として手続に参加する点、中立公正な第三者たる管財人あるいは審査人が債務者財産を維持・管理し、かつ、事業の経営をおこなうなどの施策が講じられている。これに対して、第一章手続は、手続のインシアティブが債務者に委ねられ、裁判所は単に後見的に手続を主宰するにすぎず、手続の進行について債務者と債権者との間のバーゲニング・プロセスを重視する構造をとる。そこで、かかる手続構造の相違から、第一〇章手続は広く大衆に証券を発行する比較的規模の大きな事業会社向けの再建手続であり、第一章手続は小規模な事業会社向けの再建手続であるとの支配的な考え方が生じてくるのである⁽²¹⁾。そしてまたこのような考え方は、一九

四〇年の連邦最高裁判所判決によって明確にされ、⁽²²⁾ さらには、一九四〇年代前半までの間においては、そのような考え方にしたがった実務の形成がみられる。⁽²³⁾

しかしながら、かかる考え方にしがった手続の運用は、一九五〇年代に入ると次第に変容を蒙むこととなる。すなわち、確かに債務者たる会社にとって第一〇章手続は強力な再建手続ではあったが、公的機関が手続に介入するもっぱら大衆証券保有者の権利保護の立場にたつ複雑な手続構造をもっているがために、株式を上場しているようなあるいは社債を発行しているような比較的規模の大きい事業会社が、それを嫌って簡易迅速な構造をもつ第一章手続にその再建の拠所をみいだす傾向が生じてくるのである。⁽²⁴⁾

そのような傾向が生じた理由としては、二つ考えることができよう。一つには、その当時、会社更生を専門とする法律家達が、第一章手続における制約―担保権者の権利変更が不可能であること、および、株主の権利変更が不可能であること―を克服できるように徐々になつていたことである。というのは、担保権者の権利実行は第一章手続係属中において禁止されるというところまで判例法は進展したし、⁽²⁵⁾ また、手続において株主の権利変更は不可能であることはかわりないとしても、実質的に権利変更を加える結果をもたらす、新株を州会社法にもと

づいて発行し、これを無担保債権者に割当てて一部弁済をおこなうこと⁽²⁶⁾ を妨げる規定は第一章には存在しないからである。

二つには、第一章手続では債務者のみが債務整理計画の提案権をもち、従前のまま事業の経営、財産の管理をおこなうことができなから、債務者またはその代理人の手続支配に対する恣欲を第一章手続においてこそ充分に満たすことができる⁽²⁷⁾ と会社更生の多くの専門家達が考えたからである。

かくして、比較的規模の大きい事業会社が第一章手続に集中するというこのような現象は、かかる会社の第一章手続の申立の可否をめぐる数多くの争いをひきおこし、具体的には、証券取引委員会のなす、第一章手続から第一〇章手続への債務者の移行を求める申立あるいは債務整理計画の確認拒絶を求める申立を認容するか否かについて多くの判例の集積を生み出している。

ところで、第一〇章手続と第一章手続との関係について、再度連邦最高裁判所が判断を下したのは、一九五六年のゼネラル・ストアズ会社事件⁽²⁸⁾ においてである。そこでは、当該債務者との関係において第一〇章手続、第一章手続のいずれが適正な手続であるかの確定は、「それぞれの手続によって寄与されるべきニーズ」によるのであり、大衆証券保有者の存否あるいは多寡は決定的なものでないとされている。かくして、この判決

に歩調を合わせつつ、個別の状況を斟酌した裁判官の自由裁量にもとづく適正手続の確定が一九五〇年代および一九六〇年代の下級審における判断の趨勢となる³⁰⁾。

しかしながら、一九五六年以後一九六〇年代前半までの間に、適正な手続の確定に関する判例が最も多く散見できるのであるが、債務者の第一章手続の申立に対する証券取引委員会の異議申立にもとづく適正手続の確定をめぐる判例の集積は、決して好ましいものとはなりえない。なぜならば、証券取引委員会の異議申立は債務者の更生のために要請されるべき手続の迅速性を著しく阻害するからである。すなわち、これまで証券取引委員会は、大衆に広く証券を発行している会社による第一章手続の申立を認めておらず、かかる申立があると、第一章第三二八条にもとづいて、債務者を第一章手続から第一章へ移行せしめるための申立をすることにより、第一章手続に介入してきている。しかし、この証券取引委員会の第一章への手続参加が、大衆投資家保護の命題にもとづくものであるにせよ、債務者にとってはかなりの負担となることは否定できない。けだし、そのような申立について裁判所が判断を下すまでの間に長い時間が費やされ、結局それまでの間、債務者は手つかずの状態において放置されるからであり、また、多くの場合、債務者は、証券取引委員会のなすかかる申立の意図を

予測することが困難であり、そのため、第一章手続の申立の前後において債務者が積み重ねた再建の努力が徒労に帰せしめられてしまうからである³¹⁾。

かくして、以上のような手続運用の理念と実状とのギャップを前提として、第一章手続と第一章手続との間の機能分担——すなわち、それぞれの手続がいかなる規模の事業にとって適正な再建のための手続となりうるかの議論は、第一章手続の厳格な構造をフレキシブルな方向で変更しつつ、これまで多くの会社にとって重要な意義をもたらした第一章手続の構造を基礎とする新たな改正草案第七章手続の提案を実現せしめた³²⁾。そして、そこにおいて、とかく理念的なきらいのある両手続の機能を会社の規模と結びつけてかたくなに峻別しようとするこれまでの考え方を、倒産処理手続の運用の実状により近接せしめようとする今回の立法論の意図をはからずもみいだすことができる。

改正草案理由書はいう。「第一章手続においておこなわれるべき事件が第一章手続でおこなわれていることによって、第一章手続の適正な機能を磨耗すべきではない。過去においてダグラス判事が指摘したように、それぞれ個別の事件がもつ、具体的事実が、適正な救済手続を確定する。恣意的な基準をもちいて、それぞれの手続を利用できる会社に一定の枠をはめる

ことはメリットがない。かくて、唯一なしうべきことは、個別の手續を廃止して、一つの手続に統合することである⁽²⁰⁾と。

連邦破産法委員会の提案にかかる第七章手續が、将来においていつ実現されるかは現在のところ定かではない。しかし、以上に述べた連邦破産法改正草案第七章が提案されるに至るまでの経緯は、今日のわが国の倒産処理法制がもつ問題とその発想を半ば共通しているように思われる。したがって、以下において、改正草案第七章の規定を訳出し、かつ、その検討を試みることによつて、わが国の倒産処理法制の運用動向についても若干の検討をおこなうことにする。

(19) 兼子一三ヶ月章・条解会社更生法五五頁、三ヶ月章「会社更生法の司法政策的意義—理念と現実の開きの直視と対策の提案—会社更生法研究二九四頁、長谷部茂吉「会社更生法上の問題点」法曹時報一七卷八号一一七八頁、青山善充「会社更生の性格と構造」法学協会雑誌八三卷二七〇頁—七一頁、同(二)法学協会雑誌八三卷四号五五頁—五六頁、三ヶ月章「竹下守夫」霜島甲一前田 庸田村諄之輔青山善充・条解会社更生法(三)三五四頁、および、ややニュアンスが異なるものの概ね同旨の見解として、山内八郎・実務会社更生法「第三版」五九頁などがある。

(20) この議論の詳細については、拙稿・前掲論文・早稲田法

学会誌二五卷一頁以下、および同・早稲田法学会誌二六卷三一五頁以下参照。

(21) Heuston, Corporate Reorganization under the Chandler Act, 38 Colum. L. Rev. 1199, 1201 n. 8 (1938); Lostow & Culter, Competing Systems of Corporate Reorganization: Chapters X and XI of the Bankruptcy Act, 48 Yale L. J. 1334 (1939); Note, Corporate Reorganization—Jurisdictional Scope of Chapters X and XI—Applicability of Chapter XI to Corporations with Public Investor Interest, 17 N. Y. U. L. Q. Rev. 254, 259 (1940).

(22) Securities and Exchange Commission v. United States Realty & Improvement Co., 310 U. S. 434 (1940). なお、これがハンリック・セキュリティーズ・テストといわれるものである。

(23) Note, Clinical Analysis of Arrangements under Chapter XI of the Chandler Act, 51 Yale L. J. 253, 254-255 (1941) によれば、一九四四年一月一日から同年六月三〇日までの六ヶ月におけるコネチカットおよびニューヨーク両州の連邦地方裁判所に申し立てられた第一章手續は、そのほとんどが、小規模の閉鎖会社あるいは非法人企業のものであったことが明らかにされている。また、Greene & Ferber,

Chapter X or Chapter XI: Implications of the Supreme Court Decision in the General Stores Case, 16 Fed. B. J. 62, 71-72 (1956) に於ては、一九四〇年代前半は、大衆によつて証券が保有されてゐる会社が、SEC の異議にもとづいて、第一章手続から第一〇章手続へかなりの数移行されてゐるとの報告がある。

- (24) 一九五〇年代および一九六〇年代前半における、判例集に散見できるこれに関する事例を整理したものと、拙稿・前掲論文・早稲田法学会誌二六卷三四四頁・表Ⅱ参照。

- (25) Fetersen, *Equitable Powers in Bankruptcy Rehabilitation: Protection of the Debtor and the Doomsday Principle*, 46 Am. Bankr. L. J. 311, 324 (1972) に於ては、第一章第三一四条は、通知をしてかつ理由ありと認めるときに限つて、担保権実行の差止めを裁判所は命令することができるが、判例 (In re Lustron Corp., 184 F. 2d 789 (7th Cir. 1950)) は、一方審尋にもとづいた差止命令ができるとする立場に立つてゐる。また、一九七四年七月一日施行の第一章手続規則 (Chapter XI Rules) ルール一一四四は、判例の立場を前進させて、第一章手続の申立は、担保権の実行手続を自動的に停止せしめ、新たに担保権の実行手続を開始させない旨を規定する。

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (一)

- (26) Blum & Kaplan, *Affecting Rights to Equity Interests under Chapter XI of the Bankruptcy Act*, 1972 Wis. L. Rev. 978, 982-984 (1972). また、Posi-Seal International, Inc. v. Chipperfield, 457 F. 2d 237 (2d Cir. 1972) がある。

- (27) 第一〇章手続では利害関係なき管財人 (disinterested trustee) が財産の管理および事業の経営をおこなうが、第一章手続では、原則として債務者が継続して財産の管理および事業の経営をおこなう。この両手続の相違を、第一章手続が好まれる理由に、Montgomery, *Chapter XI and Recent Amendments*, 58 Com. L. J. 11 (1953).

- (28) この申立は第一章第三一八条に定められてゐる。この規定の趣旨および詳細については、拙稿・前掲論文・早稲田法学会誌二五卷一二頁以下、および同・早稲田法学会誌二六卷三一八頁以下参照。

- (29) *General Stores Corp. v. Shlensky* 350 U. S. 462 (1956).

- (30) ゼネラル・ストアーズ会社事件判決およびその他の下級審判例の詳細については、拙稿・前掲論文・早稲田法学会誌二六卷三三六頁以下参照。

- (31) *Quitner, Should a Chapter X₂ Be Enacted for Rehabilitation of the Middle Size Corporation?*, 42 Ref.

J. 37 (1968).

(32) なお一九七三年にこの改正草案が発表されるまでの間に、一九六〇年代において、立法論として、小更生制度⁽³²⁾すなわち現行の第一〇章手続および第一一章手続をそのままにしつつ、両手続の中間に位置する手続を創設すべしとの提案がなされたことがある。このような制度を提案するものとして、Quitner, Shuld a Chapter X₂ Be Enacted for Rehabilitation of the Middle Size Corporation?, 42 Ref. J. 37 (1968); Quitner & Chanin, A New Debtor Relief Proceeding for the Middle Size Corporation: Some Concrete Proposals (Chapter X₂), 8 Santa Clara Law. 191 (1968); Rochelle & Balzersen, Recommendations for Amendments to Chapter X, 46 Am. Bankr. L. J. 93 (1972) などがある。

(33) The Report of the commission on the Bankruptcy of Laws, *supra* note 9, at 248.

三 連邦破産法改正草案第七章の規定(訳)

1. 第七章 更生 (Reorganization)

第一編 事件の運用 (Administration of the Case)

第七一〇一条 債権者委員会および株主委員会 (Creditors' and Equity Security Holders' Committees)⁽³⁴⁾

(a) 破産審査官⁽³⁵⁾による委員会の設置 (Appointment by Administrator)

債務者による(本章の)申立がなされた後または債務者以外の者による(本章の)申立に対し裁判所が(本章の)救済を命ずる決定をなした後において可及的すみやかに、破産審査官は、公式の(official)債権者委員会を設置しなければならない。かかる(本章の)手続開始決定につき、上訴またはかかる開始決定の取消申立があるときは、破産審査官は、委員会の設置を延期することができる。債権者委員会は、通常七人から成り、その委員は、アメリカ合衆国、州またはその他の公共団体を除く、債務者に対して請求権を有するそれぞれの種類の債権者のうち、債務者に対してもっとも多額の無担保債権を有する債権者の中から選任される。破産審査官は代理委員会 (a representative committee)⁽³⁶⁾を設置するために、委員会委員の員数を減らしたはるやすきことができる。

(b) 追加的委員会の設置 (Appointment of Additional Committees)⁽³⁷⁾

無担保債権者の間に利益の十分な分散が存在するとき、また

は、株主を代表するための必要があるときは、破産審査官は、無担保債権者委員会または株主委員会を追加して設置することとができ、裁判所は、利害関係人の申立 (complaint) にもとづいてかかる委員会の設置を命ずることができる。破産審査官は、それぞれの追加される委員会について、異った種類の請求権を有する者もしくは異った種類の株式を有する者を代表する委員会によって代表されるべきもともと多額の無担保債権またはもともと多くの株式を有する者の中から、通常七人の委員を任命しなければならない。破産審査官は、代理委員会を設置するために、その員数を減らしまたはふやすことができる。

(c) 委員会委員の変更 (Change in Membership)

裁判所は、利害関係人の申請 (application) にもとづき、委員会委員がその組の権利者を適正に代表していないという理由により、本条(a)項または(b)項にしたがい任命された委員会委員を変更することができる。

(d) 委員会の権限、代理および機能 (Powers, Representation, and Functions)

(1) 弁護士および公認会計士の選択 (Selection of Attorneys and Accountants)

委員会委員の過半数の同意をもって、委員会を代理し、委員会のために事務を執行する弁護士、公認会計士および代理人

(agent) を雇うことができる。かかる雇傭は、委員会委員またはその代理人の過半数が出席する委員会のあらかじめ定められた集会 (a scheduled meeting) においてのみ許可され、かつ、破産審査官の承認をうけなければならない。雇傭の理由が示され、かつ、それについて裁判所の承認があるときは、破産審査官は、数人の弁護士を雇うことを許可することができる。委員会を代理するために雇傭される弁護士は、その雇傭された後においては当該事件に関連して他の者を代理することができない。

(2) 代理 (Representation)

いかなる弁護士または代理人も、委員会の集会において、委任状、代理権付与証書 (power of attorney) およびその他の方法により、複数の委員会委員を代理することができる。

(3) 委員会の機能 (Functions)

本条(a)項にしたがい設置される委員会は次のことをすることができ、またはしなければならない。

(A) 財団の運用、負債証書 (certificates of indebtedness) の発行、財産の売却または賃貸、および管財人の任命について、破産審査官と協議しなければならない。

(B) 事業を営為することについて、管財人または債務者と協議しなければならない。

(C) 債務者の事業活動、支払不能もしくは満期の債務を弁済できないことの原因、または債務の支払停止を審査することができる。

(D) 提案された計画案またはその修正案を提出することができる。

(E) 計画案を検討し、計画案の条件について債務者またはその他の者と交渉しなければならない。

(F) 計画案および事件の進行について代理人に勧告しなければならない。

(G) 利害関係人の計画案受諾書を蒐集し、これを裁判所に提出することができる。

(H) 債権者の利益となるその他の事務を執行しなければならない。本条(b)項にしたがい設置される委員会は、破産審査官が定める義務を履行しなければならない。

(4) 集会 (Meeting)

委員会が設置された後可及的すみやかに、破産審査官は、債務者の財務状況 (financial condition) を検討し、管財人が未だ任命されていないときは、管財人を任命する必要性を決定し、また、必要かつ適正であるその他の事業についての交渉をさせる目的で、それぞれの委員会を招集しなければならない。

第七一〇二条 管財人の任命 (Appointment of Trustee)

(a) 裁判所の決定 (Determination by Court)

裁判所は、破産審査官または利害関係人の申請にもとづき、かつ、通知による審問 (hearing on notice) の後に、破産審査官が管財人を任命することを命ずることができる。債務者が一、〇〇〇、〇〇〇ドル以上の債務を負い、三〇〇人以上の証券保有者 (security holder) を有する会社であるときは、破産審査官は、裁判所に対し管財人を任命することの可否の決定を求める申請をしなければならず、裁判所は、管財人の提供する保護 (the protection afforded by a trustee) が必要でないことまたは管財人の任命に要する費用が管財人の任命によって提供される保護にみあわないことを認定しない限り、管財人の任命を命じなければならない。

(b) 審問の通知 (Notice of Hearing)

破産審査官は、管財人の任命を求める申請についての審問に関して、債務者、申立債権者、第七一〇一条にしたがい設置される委員会および裁判所が指定したまたは連邦破産手続規則 (the Rules of Bankruptcy Procedure) が定めるその他の者に、通知しなければならない。かかる通知書には、裁判所が管財人の任命を命ずるときにおいて、その任命について審理を受けるであろう者の氏名を知られている限りにおいて記載しなけ

ればならない。

(c) 裁判所の承認に服する管財人の任命 (Appointment Subject to Court Approval)

破産審査官による管財人の任命は、裁判所の承認をうける。裁判所は、可能な限りにおいて、本条(b)項にしたがい開かれる審問期日において破産審査官が管財人として任命した者を承認するか否かを決定する。

(d) 管財人となりうる者の資格 (Eligibility of Persons to be Trustee)

管財人の義務を履行する能力を有し、かつ、利害関係を有しない (disinterested) 者は、管財人として任命される資格を有する。ただし、利害関係なき管財人が任命されるときは、債務者の取締役、役員または従業員は、債務者の事業を営為するために、補助管財人 (additional trustee) として任命されうる。

(e) 管財人の解任 (Removal of Trustee)

破産審査官または利害関係人の申請にもとづき、裁判所は、(1) 管財人の解任を命じ、他の者を管財人に任命することを破産審査官に命ずることができ、または、(2) 管財人の提供する保護が必要ないときおよびやむなき事由が存するときは、管財人の解任ならびに財産の占有、事業の経営および管理を債務者に回復することを、命ずることができる。

(f) 後任管財人の任命 (Appointment of Successor Trustee)

本条(e)項(2)にしたがう裁判所の命令による以外のなんらかの事由により管財人の職に欠員が生じたるときは、破産審査官は、裁判所の承認を得て、本条(d)項に定める被任命資格を有する管財人をその後任に任命しなければならない。後任管財人は、その就任により (on his qualification)、すでに係属する訴訟、手続または matter without abatement において、当然に当事者となる。

第七—一〇三条 管財人または債務者の義務 (Duties of Trustee or Debtor)

a) 管財人 (Trustee)

管財人は次のことをしなければならない。

(1) 第四—一三〇六条(1)、(3)および(4)に定める義務⁽³⁹⁾を履行すること。

(2) 破産審査官が定める期間内にかつその定める方式により、破産審査官に、財団 (the estate) に帰属する財産の一覧表 (a schedule)、債務者の債権者表および株主名簿を提出すること。

(3) 破産審査官により別段の命令がなされたいときは、第七—一〇八条に定める集会において、事業の経営および財産の

管理に関する概要書を含む報告書を作成すること。

(4) 破産審査官が定める期間内にかつその定める方式により、受取証 (receipts) および支払済書 (disbursement) の明細書を含む定期報告書 (periodic reports) ならびに事業の経営についての概要書および破産審査官が要求するその他の情報、破産審査官に提出すること。

(5) 債務者の行為 (acts)、行状 (conduct)、財務状況、事業の経営および事業を継続することについての希望ならびに当該事件または計画案の立案に関係するその他の事項を調査すること。

(6) 破産審査官が許可するときは、債務者の取締役および役員ならびにその他の証人を、前号に定める事項に関して、審尋すること。

(7) 可及的すみやかに、破産審査官に、債務者の詐欺 (fraud)、非行 (misconduct)、不当な行為 (mismanagement, irregularities)、および財団が利用しうる訴訟原因 (cause of action) に附随する管財人によって確定されるべき事実を含む調査書を提出し、その謄本または概要書を、債権者委員会または株主委員会、齒型証書受託者、および破産審査官が定めるその他の者に送付すること。

(8) 債権者および株主が管財人の定める通知書記載の期間内

に管財人に計画案またはその立案についての示唆を提出できることを、債権者および株主に通知すること。

(9) 第七—三〇四条により要求される計画案または報告書⁽⁴⁰⁾を提出すること。

(10) 計画が確認された後三〇日以内にまたは破産審査官が定める期間内に、管財人が提起する訴訟および計画の実行の過程についての報告書、および、計画の実行が完了するまでの間に、破産審査官が指定する報告書を、破産審査官に提出すること。

(11) 計画の実行が完了した後においては、知られている限りにおいて第七—三一二条(c)項により放棄 (surrender) または免除 (release) されなかった債権者もしくは株主または第七—三一二条(b)項の配当 (distribution) にその他の理由により参加しない債権者もしくは株主の氏名、住所およびその請求権もしくは株式の種類または請求権額もしくは株式数を記載した報告書を破産審査官に提出すること。

(b) 債務者 (Debtor)

管財人が任命されるときは、債務者は、破産審査官の別段の命令のない限り、本条(a)項(1)(2)(3)(4)(8)(9)(10)および(11)に定める義務を履行しなければならない。破産審査官は、その選任が裁判所の承認を受けなければならない利害関係

なき管財人を任命しないときは、本条(a)項(5)(6)または(7)に定める義務を履行することができ、また、本条(a)項(3)および(4)に定める義務を除いて、債務者による履行が命じられないその他の義務の一部または全部を履行することができる。

第七一〇四条 事業経営権の付与 (Authorization to Operate Business)

破産審査官は、管財人、レシーヴァー (a receiver) または、管財人もしくは収益管理人が任命されないときは債務者に、財団のもっとも利益となる期間および条件にしたがい債務者の事業を経営する権限を、付与することができる。破産審査官の別段の定めなきときは、事業経営権の付与は、通常の事業過程における財団の財産の売却または賃貸借を含む取引 (transactions) をおこなうことの権限付与を含む。

第七一〇五条 公益事業会社 (Public Utility Service)

公益事業会社は、その申立前に債務者に対して提供した供給品 (services) について債務者の負担にかかる債務が弁済されないことを理由として、その供給を変更、拒絶することはできず、その供給について、管財人または債務者を差別することはできない。⁽⁴⁾ 本条は、申立提起後になされた供給に対する弁済に

ついて、管財人または債務者が適正な保障を提供しないときは、公益事業会社のために、その供給を継続しないことを不能にしない。

第七一〇六条 信用の拡張 (Extensions of Credit)

管財人、レシーヴァー、または、管財人もしくはレシーヴァーが任命されないときは債務者は、破産審査官が授權する限りにおいて、負債証書によって公証される信用を得ることができる。破産審査官は、それぞれ場合において衡平な内容および条件にしたがい、かつ既存の担保権付請求権に優先しない担保および優先弁済権を付した負債証書の発行を授權することができる。裁判所は、破産手続規則にしたがい通知にもとづく審問をおこなった後において、既存の担保権付請求権より先順位の優先権の設定を授權することができる。

第七一〇七条 通知 (Notices)

(a) 一般規定 (General Provisions)

第四一三〇七条および本法のその他の規定が定める通知に加えて、破産審査官は、すべての債権者、管財人、債務者、すべての債権者委員会および株主委員会ならびにすべての齒型証書受託者に、つぎの事項を通知しなければならない。

(1) 債権者集会または株主集会の開催

(2) 管財人の任命および管財人がその職に留まることに對する異議の手続、または、管財人が任命されなかったときは、管財人の任命を求める手続

(3) 計画案またはその修正案の承認についての審問

(4) 計画案の受諾または拒絶のために許される期間

(5) 計画案の修正案の受諾または拒絶のために許される期間

(b) 株主および株主委員会への通知 (Notices to Equity Security Holders and Their Committees)

第四一三〇七条(a)項および(b)項ならびに本条(a)項によりすべての債権者になされることが要求される通知は、本章の事件におけるすべての株主にも与えられなければならない。破産審査官は、第四一三〇七条(c)項に定める事項について、第七一一〇一条にしたがい設置される株主委員会または株主委員会の授權をうけた代理人およびその權利を届け出または株主名簿に登録される株主であつて、書面による通知を要求するすべての株主にも、書面で通知しなければならない。

(c) 証券取引委員会への通知 (Notice to the Securities and Exchange Commission)

破産審査官は、債務者が三〇〇人以上の証券保有者を有する会社であるときは、第七章の事件の開始を証券取引委員会に通

知しなければならない。かつ、証券取引委員会が要求する当該事件またはある種の事件に関するその他の通知をしなければならない。

(d) 公益事業委員会への通知 (Notice to Public Utility Commission)

破産審査官は、公益事業会社である債務者を管轄するそれらの規制委員会 (regulatory commission) に、つぎの事項を書面で通知しなければならない。

(1) 債務者によるまたは債務者に対する第七章事件の開始

(2) 計画案の承認についての審問期日および計画案またはその修正案の承認

(3) 計画の確認 (confirmation) についての審問期日

(4) 規制委員会が要求するときは、第二一二〇五条(a)項に定めるその他の事項

第七一〇八条 関係人集会 (Meetings of Creditors and Equity Security Holders)

関係人集会は、債務者による申立または債務者以外の者による申立にもとづき救済を命ずる決定があったときから二〇日を超え四〇日を超えない間に開かれなければならない。ただし、債務者以外の者の申立にもとづく手続開始決定に対し、上訴ま

たはその決定の取消申立があるときは、破産審査官は、かかる集会の開催を延期することができる。破産審査官は、利害関係人の申請にもつきまたは職権で、特別関係人集会 (a special meeting) を招集することができる。破産審査官は、破産審査官の定まった執務地 (regular office) または利害関係人にとってより便宜な場所で、集会を開催することができ、いかなる集会においても、その進行についてのすべての議事を指揮しなければならない。

第七一〇九条 弁護士および公認会計士の雇傭 (Employment of Attorneys and Accountants)

管財人によって雇傭される弁護士または公認会計士は、利害関係なき者でなければならない。ただし、財団のもっとも利益となるときにおいて、債務者にかつて雇傭されていたにもかかわらずその関係する事項について債務者もしくは財団に相反する利益を代理していないまたはかかる利益を有しない弁護士または公認会計士を特別の目的のために雇傭することを破産審査官が授権するときは、この限りではない。

第七一一〇条 報酬および賠償の拒絶 (Denial of Compensation and Reimbursement)

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (一)

(a) 請求権または株式の取扱 (Dealing in Claims or Equity Securities)

裁判所は、委員会、代理人、または、代理人または受託者たる資格において活動することを承諾した後においていつでも破産審査官の事前または事後の承認を得ないで債務者に対する請求権もしくは株式を購入または売却し、もしくは、自己のためにまたは自己の計算において請求権もしくは株式をその他の方法で取得または移転する代理人または受託者たる資格で当該事件において活動するその他の者に対して、報酬および賠償を許可しないことができる。

(b) 利害関係を有する管財人、弁護士、公認会計士またはその他の者 (Any Trustee, Attorney, Accountant, or Other Person Not Disinterested)

第七一〇二条(d)項、第七一〇三条(b)項および第七一〇九条(a)項に定める利害関係を有する管財人、弁護士、公認会計士もしくはその他の者、または、利害関係の有無の問題について重要な事実を開示しなかった管財人、弁護士、公認会計士もしくはその他の者は、報酬もしくは費用の賠償の許可またはその双方の許可を拒絶されることがあり、同じく、管財人が弁護士または公認会計士の利害関係なきことについて誠実な調査をなさなかったことが明かなときは、管財人に対する報酬ま

たは費用の許可は、拒絶されることがある。

第七一一条 債権者の代理および株主の代理 (Representation of Creditors and Equity Security Holders)

(a) 開示 (Disclosures)

数人の債権者または株主を代理する者、第七一一〇一条にしたがい設置される委員会以外の委員会および齒型証書受託者は、破産審査官規則 (rules of the administrator) が定めるその代理についての情報を提供しなければならない。

(b) 受諾懇請の規制および代理の条件 (Regulation of Solicitation and Terms of Representation)

(1) 破産審査官は、寄託証書 (deposit agreements) および委任状 (proxies) を含む代理権の付与の懇請、および、第七一一〇一条にしたがい設置される委員会以外の委員会であつて (A) 大衆証券保有者、(B) 一〇人以上の債権者または (C) 一〇人以上の株主を代理する委員会の代理の条件 (terms of representation) を規制する規則を、本章の下での事件の運用との関係において制定しなければならない。

(2) 裁判所は、破産審査官または利害関係人の申請にもとづき、(A) 本項(1)にしたがい制定される破産審査官規則に違反して得られもしくはその行使がそれに違反する、または、公正でな

いもしくはパブリック・ポリシーに矛盾する、寄託証書、委任状、抵当証書、または信託証書の条項を含む、全部または一部の代理権の付与の実行についての開示 (accounting)、または、かかる代理権付与の実行の差止めを命ずることができ、(B) 本章の下における事件の係属を考慮してまたは本章の下における事件の係属中に、債権者、株主、委員会、齒型証書受託者を代理する者、委員会委員、または、齒型証書受託者によって取得された請求権または株式を、現実に支払われる約因 (actual consideration paid) に制限することができ、(C) 当該事件において、債権者もしくは株主、委員会または齒型証書受託者を代理する者が、破産審査官の制定するすべての規則およびかかる代理に適用あるその他の連邦法を遵守したことが認められない限り、かかる代理する者が審問をうけることの許可を拒絶することができる。

(c) 報酬および支出の規制 (Regulation of Compensation and Expense)

本章の下での事件におけるまたは本章に下の事件に関連する事務および支出 (services and expenses) について、つぎの者がおこないもしくは約束するすべての弁済または移転は、裁判所に対し充分に開示されなければならない、かつ、裁判所の承認をうけなければならない。

(1) 債務者

(2) 計画にしたがい証券を発行しまたは財産を取得する者

(3) 大衆証券保有者、一〇人以上の債権者または一〇人以上の株主を代理する委員会

(4) 一〇人以上の債権者または一〇人以上の株主からなる組(a group)

相当でない限度においてかかる弁済は返還されなければならない、それにとまう債務は取消されなければならない。本条の規定は利害関係人が破産裁判所に提起する訴えにより、これを執行することができる。

第七—一二条 棄却または転換 (Dismissal or Conversion)

(a) 手続の棄却または転換の理由 (Basis for Dismissal or Conversion)

利害関係人の申立にもとづき、裁判所は、つぎのことを命ずることができる。

(1) 債務者が、年間所得のものを超える額を農業により取得する自然人ではなくかつその手続の転換に同意しない者でないときは、事件が清算 (liquidation) のための手続へ転換されること

(2) 債務者が定期収入 (regular income) を有する自然人

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (一)

でありかつ手続の転換に同意するときは、事件が第六章の手続へ転換されること

(3) (A) 計画が実行されうることが予期することが相当でないとき、(B) 債権者の権利を害する手続の遅延が存するとき、(C) 破産審査官が定めまたは伸長する期間内に、いかなる計画案も提案されずまたは確認されないとき、(D) 更生計画の確認が詐欺を理由に取消され、修正された計画案が確認されないとき、または、(E) 確認された計画の実行が実質的に完了しないときは、確認された計画の実行が実質的に完了する前においても事件が棄却されること。

(b) 棄却の理由 (Basis for Dismissal)

利害関係人の申立にもとづき、裁判所は、他の裁判所において債務者に関する手続が係属し、債権者および株主の利益がすでに係属するその手続においてもっともよく維持されたと決定するときはいつでも、事件が棄却されることを命ずることができる。

(c) 更生計画の実行の実質的な完了 (Substantial Consumption)

つぎ事由があるときは計画の実行は実質的に完了する。

(1) 計画の条項にしたがい処理される財産のすべてもしくはは実質上すべての移転、売却またはその他の処分

(2) 債務者または計画を実行する会社による、事業の経営および計画によって処理される財産のすべてまたは実質上すべての管理の引受け、

(3) 第七—三一二条(b)項に定める債権者および株主への配当の開始

(34) 会社更生および債務整理にあつては、多数の種々なる利害関係人が錯綜する関係上、債権者あるいは株主の中から複数の代表者を選出して、権利者毎の委員会を構成し債務者または管財人と交渉することを前提としている(現行連邦破産法第一〇章第二〇九条および第一章第三三八条)。しかし、両章いづれも、利害関係人が代理人または代理委員会を通じて活動できる旨定めるにすぎず、また、代理委員を選任する手続も、一部の大口債権者に支配される事態を招くことが多いようである。そこで、本条は、新設の破産審査官に代表(代理)委員会委員を選任する権限を与え、それにもとづく適正な代理権付与を通じて、すべての利害関係人の権利を手厚く保護しようとするものである。なお、注(37)参照。

(35) この改正草案の一つの大きな骨子をなすのが、この破産審査庁および破産審査官制度の導入であろう。この破産審査庁(United States Bankruptcy Administration)は、アメリカ合衆国政府関係の一部局として設置されるものであり、

その構成は、上院の勧告および同意をえて大統領が任命する破産審査庁長官(administrator as the principal executive officer 任期七年)、それが任命する副長官(deputy administrator)ならびに地方局長(regional administrator)および必要に応じて任命されるオフィサーからなる。

その有する主たる権限は、非争訟的事項(matters not involving litigation)を確定することである。改正草案第七章に限定してあげるならば、現行法において地方裁判所判事が担当している非司法的事務および現行法において重要な勸告機関である証券取引委員会のなす職務を承継することになる。なお、これらの詳細については、霜島・前提論文・判例タイムズ三〇六号五四頁参照。

(36) 担保債権者は除かれる。けだし、担保権者は、その担保権の優先的効力により個別の代理人によって代理されるのが適当であらうし、担保権付社債権者であれば、齒型証書受託者(indenture trustee)にその権利行使が委任されているからである。

(37) 大規模な更生事件において、権利者が多数存在するとき、(a)項に定める委員会をもつてしては、それらの利益を適正に代理することのできない場合が往々にして生じよう。そこで(b)項では、広範な利害関係人の利益を保護すべく、追加

的にそれぞれの種類の権利者のために複数の委員会の設置を許すのである。

(38) 現行第一〇章第一五六条(第一〇手続規則ルール一〇—二〇二(a)参照)では、管財人必置の要件として、債務者たる会社の負債額は二五〇、〇〇〇ドル以上とされているが、本改正草案では、その額が一〇〇〇、〇〇〇ドルに引きあげられているとともに、三〇〇人以上の証券保有者が存在すること加重している。しかし、かかる場合に管財人は必ず任命される必要はなく、管財人が任命され、財産の管理権、事業の経営権がその管財人に委譲されることが、むしろ利害関係人の利益とならない場合には、その任命の要を認めていない。したがって、本項は、中小の事業会社、あるいは個人事業の更生の便宜を考慮しているものと考えられる。

(49) 第四—三〇六条は、破産管財人およびレシーヴァーの義務を詳細に定める。同条(1)は、債務者に帰属すべき財産を保有している者に対し、第七章手続が開始されたこと、同条(3)は、受領証(receipts)および支払済証(disbursements)などの記録の保管、同条(5)は、それら受領証、支払済証などの記録を含む報告書および計算書の提出を定める。

(40) ここにいう報告書とは、定められた期間内に計画案を立案できない場合に、その立案できない理由を記載した報告書

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(一)

のことである。これについて、現行第一〇章第一六九条参照。

(41) 本条は、現行法にはない。本条の趣旨は、電話、水道、ガス、電気などを供給する公益事業会社が本章の手続申立の前に供給したものについて代金が未払いであることを理由に、申立後にかかる供給を拒絶することを、封じようとするものである。ただし、申立後において継続供給が中断されれば、債務者の更生が不可能になるからである。なお、これに類する日本法の規定として、会社更生法第一〇四条の二参照。

(42) 第四—三〇七条は、破産手続において、破産審査官がなすべき種々なる通知に関する規定である。その通知しなければならぬ事項として、請求権および株式の届出期間ならびに場所、破産手続開始の効果として中止された訴訟および判決の執行、免責についての異議申立期間、事件の転換などがある。

(昭和五十一年三月稿)